

《特実審査基準 第VII部 第2章「外国語書面出願の審査」におけるR8改訂事項》

弁理士 宮口聡

誤訳訂正書による補正が誤訳の訂正を目的としていないことが明らかである場合の取扱いをR8改訂にて明確化しました。

ただ、どこまで許されるかの基準が分りにくいと思うので、以下の表にまとめました。

以下の行為が誤訳訂正書による補正で対処できるか	適否	備考
原文を翻訳したが、単語の意味を間違えたので直す	○	最も典型的
原文の一部を翻訳し忘れたため、その部分を翻訳として補う	○	これも可能
誤訳訂正と一緒に、通常の補正でできる軽微な補正も行う	○	通常補正併用型
翻訳文のごく一部しか最初に提出せず、後から原文の大部分を「誤訳訂正」と称して追加（濫用的なケース!!）	×	今回の改訂で明確に排除
原文に記載されていない内容を「誤訳訂正」と称して追加	×	原文新規事項 (49条6号)
発明内容を有利に変えるため、原文とは関係なくクレーム等を書き換える	×	原文新規事項 (49条6号)

重要なのは、「最初の翻訳が間違っていたから原文どおりに戻す」のか、それとも「誤訳訂正という制度を使って後から実質的な内容を入れている」のかです。

今回の改訂で問題にしている「**誤訳の訂正を目的としていない場合**」は、単に誤訳訂正書の中に通常補正事項が混じっている場合ではありません。**外国語書面と翻訳文の対応関係から見て、誤訳訂正制度を使って本来提出すべき翻訳文を後から大量に追加していることが明白な場合**です。2026年改訂（R8改訂）では、この**濫用的なケース**を明示的に排除しました。

① 明らかに「誤訳の訂正を目的としている」例

例えば外国語書面に、

“The temperature is maintained below 50°C.” と書かれていたのに、翻訳文で、「温度を **50°C以上**に維持する。」としてしまった場合。

これを、「温度を **50°C未満**に維持する。」に変更するのは典型的な誤訳訂正です。

∴原文の“below”を“以上”と誤訳したことが明確だからです。

同様に、原文：「A, B and C」、翻訳文：「A 及び B」

となっていて、単純に「C」を訳し落としていたため、「A、B 及び C」と訂正する場合

も、通常は訳抜けの訂正＝誤訳訂正として説明できます。

つまり、訂正前→訂正後の変化について、

「なぜ元の翻訳が間違っていて、なぜ訂正後が原文の正しい翻訳なのか」

を客観的に説明できることが重要です。特許庁も、単語の誤訳なら辞書等、技術的解釈なら技術常識や文脈等によって説明することを求めています。

② 今回明確に「誤訳訂正ではない」とされた典型例

これが今回の改訂の核心です。

例えば、外国語書面が 100 ページあるとします。

ところが、出願時に提出した日本語翻訳文が、5 ページ分しか翻訳されていない。

その後、誤訳訂正書を提出して、残り 95 ページ分を全部追加する。

これは、「95 ページ分を誤訳していました」という話ではありません。

最初に翻訳文を提出せず、誤訳訂正書を利用して後から翻訳文を完成させただけです。

特許庁は今回、まさにこのケースを、「**外国語書面のごく一部のみを翻訳文として提出し、誤訳訂正書によって初めて多くの部分を追加するような場合**」として例示し、誤訳の訂正を目的としていないことが明らかなので許されないとしました。

この場合、誤訳訂正書（17 条の 2 第 2 項）という形式を使っても特別扱いせず、通常の補正書（17 条 4 項）による補正と同じように「翻訳文新規事項」（17 条の 2 第 3 項違反、49 条 1 号（拒絶理由）、53 条 1 項（補正却下理由））と判断されます。

③ 一部の訳抜けと、大量の未翻訳部分追加との境界

ここが一番重要です。

例えば 100 ページの翻訳文で、原文の 1 段落をうっかり訳し忘れた。

→ 誤訳訂正となり得る。

一方、100 ページの原文の 20 ページを翻訳し、後から 80 ページを誤訳訂正書で追加。

→ 誤訳訂正制度の濫用と判断され得る。

「何%以上ならアウト」という数値基準はありませんが、

当初翻訳文が通常の「全文翻訳」といえる状態だったか、

追加部分が局所的な誤訳・訳抜けなのか、

追加される量・範囲が異常に大きくないか、

訂正理由から具体的な翻訳ミスが説明できるか、実質的に「未提出だった翻訳」を後から提出しているだけではないか等を基準に判断します。

④ 誤訳訂正書に通常補正を含む場合は不適法か

ここは誤解しやすいところです。

例えば、誤訳訂正として、「50℃以上」→「50℃未満」を訂正すると同時に、通常の補正としてクレームの表現を整理したとします。

これは直ちに「誤訳訂正を目的としていない」とはされません。

従来より、誤訳訂正に加えて、通常の補正書で対応できる事項を同じ誤訳訂正書に含めることを認めています。

したがって、**一部でも通常補正が入っている＝誤訳訂正書全体がアウト**ということにはなりません。

⑤ 微妙な例

原文：「装置はセンサ A、センサ B 及び制御部 C を備える。」

翻訳文：「装置はセンサ A を備える。」だったとします。

これを、「装置はセンサ A、センサ B 及び制御部 C を備える。」に訂正する。

発明特定事項を 1 つだけでなく、2 つ追加していますが、

「翻訳時に“sensor B and controller C”の部分を一行丸ごと訳し落とした」という事情が明確で、原文との対応も明白なら、**誤訳訂正として認められる余地があります。**

つまり、一単語の翻訳欠落のみならず、一行程度の翻訳欠落についても、「具体的な翻訳ミスとして合理的に説明できる」ので、誤訳訂正が可能と考えられます。

⑥ まとめ

従来の審査基準には、原則として、

誤訳訂正書の中に誤訳訂正以外の補正が含まれていても、それだけで拒絶理由にしないという考え方があります。

今回そこに実質的な例外を明確化したわけです。

通常の誤訳訂正＝「外国語書面を翻訳した結果生じた間違いを、原文どおりに戻す。」

今回アウトとされたもの＝「そもそも翻訳して提出していなかった大量の内容等を、誤訳訂正という名目で後から入れる。」

したがって境界を端的に言えば、

当初翻訳文に存在する具体的な「翻訳行為のミス」を原文に合わせて直しているのか、それとも誤訳訂正制度を利用して当初翻訳文に実質的な内容を後付けしているのかという線引きになります。

2026 年改訂は、特に後者が**客観的に明白な場合には、誤訳訂正書という形式を使っても翻訳文新規事項の例外扱いをしない**ことを明確化したものです。